### 「消費税関係申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

 改 正 後
 改 正 前

### 別紙

#### 1 納税義務者関係

(1)~(10) (省略)

(11) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 法第57条第2項《消費税の新設法人に該当する旨の届出》に規定す る新設法人に該当することとなった旨の届出書は、第10-(2)号様式の 「新設法人に該当する旨の届出書」により提出する。

(12) 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

法第57条第2項《消費税の新設法人に該当する旨の届出》に規定する特定新規設立法人に該当することとなった旨の届出書は、第10-(3) 号様式の「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」により 提出する。

# 6 申告関係

- (1) 消費税及び地方消費税の中間申告書
  - イ 法第42条《課税資産の譲渡等についての中間申告》及び地方税法(以下「地法」という。) 附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》 に規定する申告書は、第26号様式の「消費税及び地方消費税の中間申告書」により提出する。
  - 口 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する六月中間申告書の提 出を要しない六月中間申告対象期間につき六月中間申告書を提出す る旨の届出書は、第26-(2)号様式の「任意の中間申告書を提出する旨

#### 別紙

# 1 納税義務者関係

(1)~(10) (同左)

(11) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

法第57条第2項《消費税の新設法人に該当する旨の届出》に規定する 第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規 定する新設法人に該当することとなった旨の届出書は、第10-(2)号様式 の「新設法人に該当する旨の届出書」により行う。

# 6 申告関係

(1) 消費税及び地方消費税の中間申告書

法第42条《課税資産の譲渡等についての中間申告》及び地方税法(以下「地法」という。)附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、第26号様式の「消費税及び地方消費税の中間申告書」により提出する。

改 正 後

改 正 前

の届出書」により提出する。

- 八 法第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》に規定する六月中間申告書の提出を要しない六月中間申告対象期間につき六月中間申告書を提出することをやめようとする旨の届出書は、第26 一(3)号様式の「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」により提出する。
- (2) (省略)
- (3) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

イ (省略)

ロ (2)のロの申告書

第28-(2)号様式の「付表 5 控除対象仕入税額の計算表(簡易用)」

(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

(イ)~(ロ) (省略)

- (2) (同左)
- (3) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

イ (同左)

ロ (2)のロの申告書

第28-(2)号様式の「付表 5 控除対象仕入税額の計算表(簡易用)」

(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

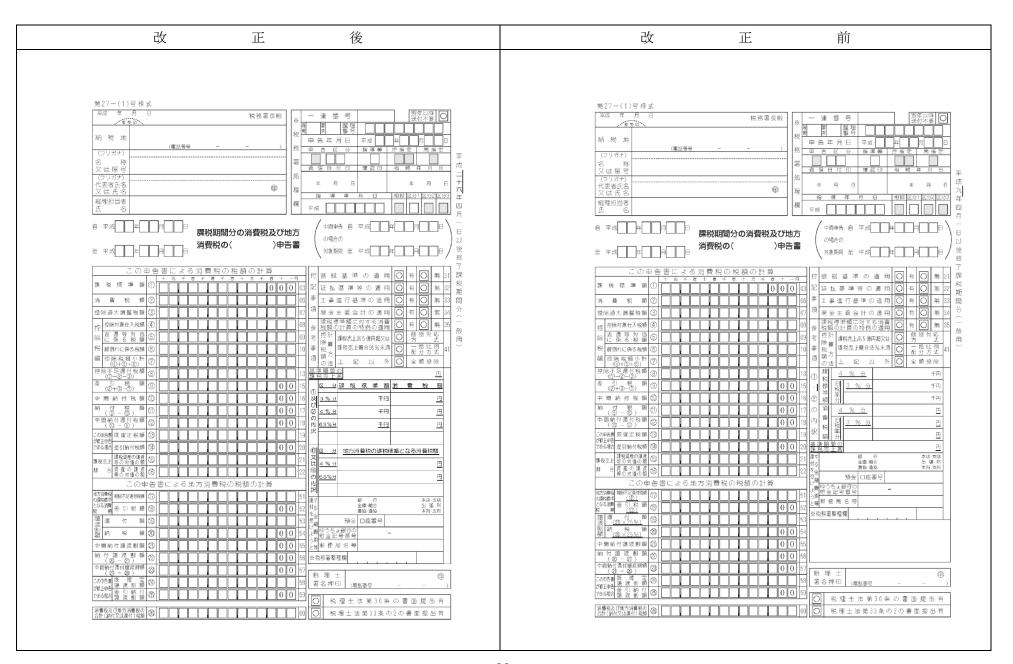
(イ)~(ロ) (同左)

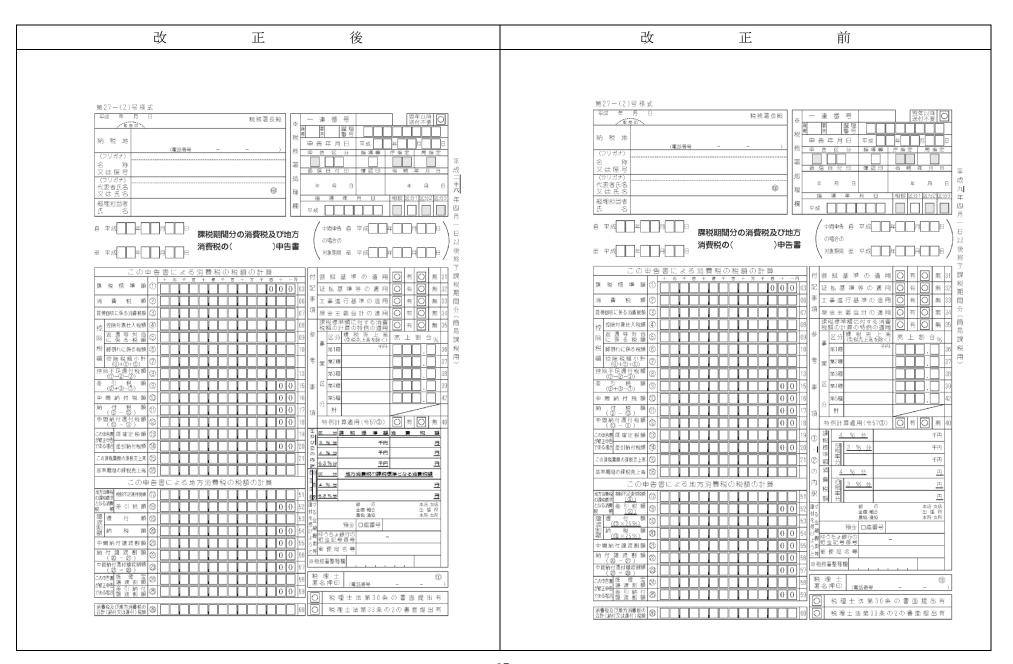
模式 消費税(の ) 月 日 届 出 者 税 ( ) 名 数 第 5 7 条 数 第 第 9 次 の 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		(₸ -	- )			<b>書</b>			_(新 設)_				
消費税の 明整印 月日届 出着 ・ おおり、消費税第2 の特定新規数立 の特定新規数立	(フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 名称及び 代表者氏名 第12条の3第1	(₸ -	- )			<b>書</b>	_		_(新 設)_				
双受印 月 日 届 出 税務署長殿 かとおり、第 5 7 条票 の 特 変 新 規 級 立	(フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 名称及び 代表者氏名 第12条の3第1	(₸ -	- )			書							
- 月 日 届出 出 者	納 税 地 (フリガナ) 名称 称 及 び 代表者氏名 第12条の 3 第 1					_	_						
根務署長殿 のとおり、消費競法 育費税法第57条票 の 特定 新 規 設 立	(フリガナ) 名称 及 び 代表者 氏名 第12条の 3第1						_						
一 税務署長限 者 のとおり、消費税法 育費税法第57条第2 の 特定 新規 設立	(フリガナ) 名称 及 び 代表者 氏名 第12条の 3第1			(電話番号		_	_						
一 税務署長限 者 のとおり、消費税法 育費税法第57条第2 の 特定 新規 設立	名 称 及 び 代表者氏名 第12条の3第1							>					
	代表者氏名 第12条の3第1												
清費税法第57条第2 の 特 定 新 規 設 立			(	(電話番号		_	_	ip )					
の 特 定 新 規 設 立	項の規定により		よる特定剤			すること	となった						
ことなった事業年	法人に該当		。 平成	年	月	日							
年月日	平成		¥										
年月日	自	月	Ħ	至	月		Ħ						
内容													
の 判定の基礎と	納 税 地 等 氏名又は名称	***************************************											
保の保有する事	f 規設立法人の			株 (円)	@ 0 0 0	) うち、 者が直:	接	av.					
割 会 新規設立	法 人 の 発 行 済 総 数 又 は 総 額			株 (円)	保有	する割り	合	70					
準期間 相当す 氏名又は 期間の	名称												
M元上回 基準期間 相当する	明間	年	月 日	~	至	年 月	<b>1</b> E						
		差期間に相当っ	する期間の影	課税売上高が	55億円をあ	望えている	場合には、						
	で、この届出書の抗	是出が必要とな	<b>よります。</b>										
<b>尹</b> 棋													
名押印			(	電話番号			- FP	<u>&gt;</u>					
番号	音序門	番号											
<b>手月日</b> 年	月 日 入力	処理	年 月	日台	帳整理	ź	手 月	Ħ					
	(集有割合 の	納 税 地 等  副 当 す	像 有 有	像 有有 有	(操 有する新規設立法人の 株(円)	(像 有すする新規設立法人の 株 (円)	像 名有する新規設立法人の 株 (円) (名有する新規設立法人の 大 (円) (名有する新規設立法人の 大 (円) (名有) (本 (円) (和 (H)	(像 有する新規設立法人の 株 (円) の の 3 ち も	(像 信有する新規設立法人の 株 (円) (の の 3 ち も	(個有する新規設立法人の 発行技术等の表では金額 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能は数立法人の発行法 の 機能がより、なる称 差準期間に 担当する期間に関する期間の課税を上高か5億円を超えている場合には、特定 法人に認当しますので、この届出書の提出が必要となります。	(編 有する新規設立法人の	(4)	(森) (自有する解析教立法人の (本 (円) ) (

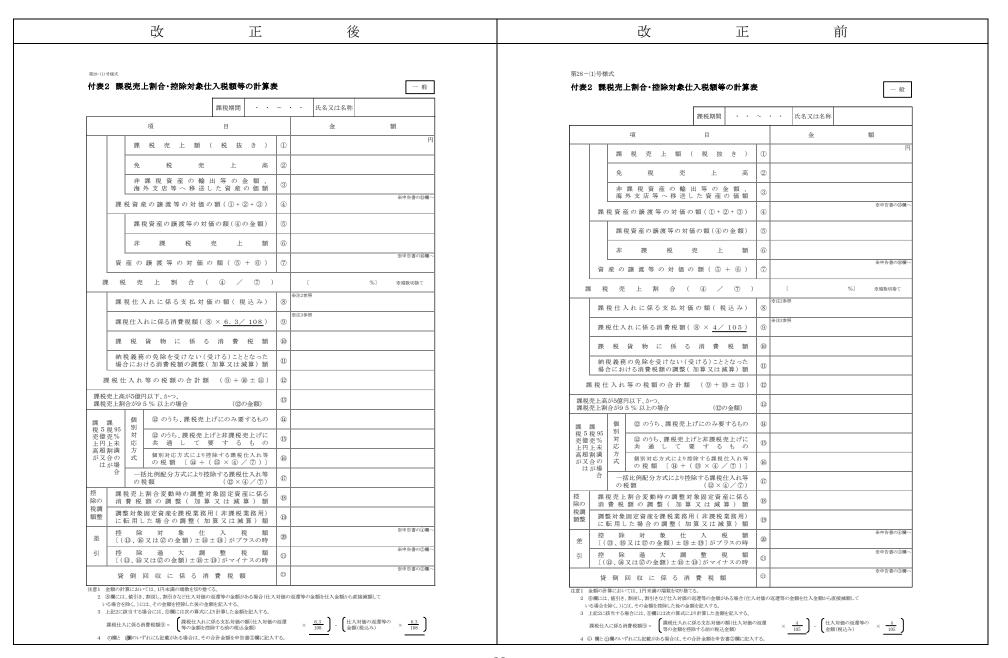
Ī	<u></u>	改正前
第24号様式 収受印	消費稅簡易課税制度選択届出書	第24号條式 消費税簡易課税制度選択届出書
平成 年 月 E	届 納税地 (電話番号 ) 出 (フリガナ) 氏名又は 者名称及び	平成 年 月 日 届     (フリガナ)       納 税 地     (〒 - )       (フリガナ)     (電話番号 )       氏名又は名称及び代表者氏名     印
下記のとおり、消します。	費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出	下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出
① 適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	します。       ① 適用開始課税期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
② ① の基準期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	② ① の 基準 期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③ ②の課税売上高	н	③ ② の課税売上高 円
事業 内容等	(事業の内容)	事業内容等(事業区分)
提出要件の確認	次のイ又はロの場合に接当する (「はい」の場合のみ、イ又はロの項目を記載してください。) はい □ いいえ □ 計算税法第9条第4項 イ の規定により課税事業 音を提供している場合	次のイ又はロの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ又はロの項目を記載してください。) はい □ いいえ □  相機技術等 9 条第 4 項 が設定により課税事業 者を選択している場合
参 考 事 項		参 考 事 項
税理士署名押印	印 (電話番号 )	税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 – )
<ul><li>※ 整理番号</li><li>務</li><li>器 届出年月日</li></ul>	第門番号           年月日入力処理 年月日台級整理 年月日	※     整理番号     部門番号       務     届出年月日     年     月     日     入力処理     年     月     日     台帳整理     年     月
理通信日付印	年 月 日 確認印	理 通信日付印 年 月 日 確認印

改正後	改 正 前
聚25-Di 辛糖式	(新 設)
任意の中間申告書を提出する旨の届出書	VVI PSI
平成 年 月 日 (フリガナ) (〒 - ) 納 税 地	
届 (電話番号 ) (フリガナ) (中 - )	
(特人の集会) ボ 湖 ス は 生たる事務所 (電話番号 ) の 所 在 独 (つりガナ)	
名称(屋号) (フリガナ) 氏 名	
者 (海人の場合) (法人の場合) (法人の場合)	
代表者住所	
したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。	
□ 用開始中間 自平成年月日至平成年月日 申告対象期間	
①の中間申告対象期間     自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日を含む 課税 期間	
②の直前の 自 平成 年 月 日 ③ 即 税 期間 至 平成 年 月 日 ・ 一 回 税 期間 至 平成 年 月 日 日 ・ 日 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 ・ 日 日 日 ・ 日 日 日 ・ 日	
⑤ 月 数 按 分 (④×6/⑤の月数)	
・	
※     製理番号     部門番号       務     届出年月日 年 月 日 入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日 全帳整理 年 月 日 確認印	
型 通信日付印 年 月 日 確認印	
注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. ※印欄は、記載しないでください。	

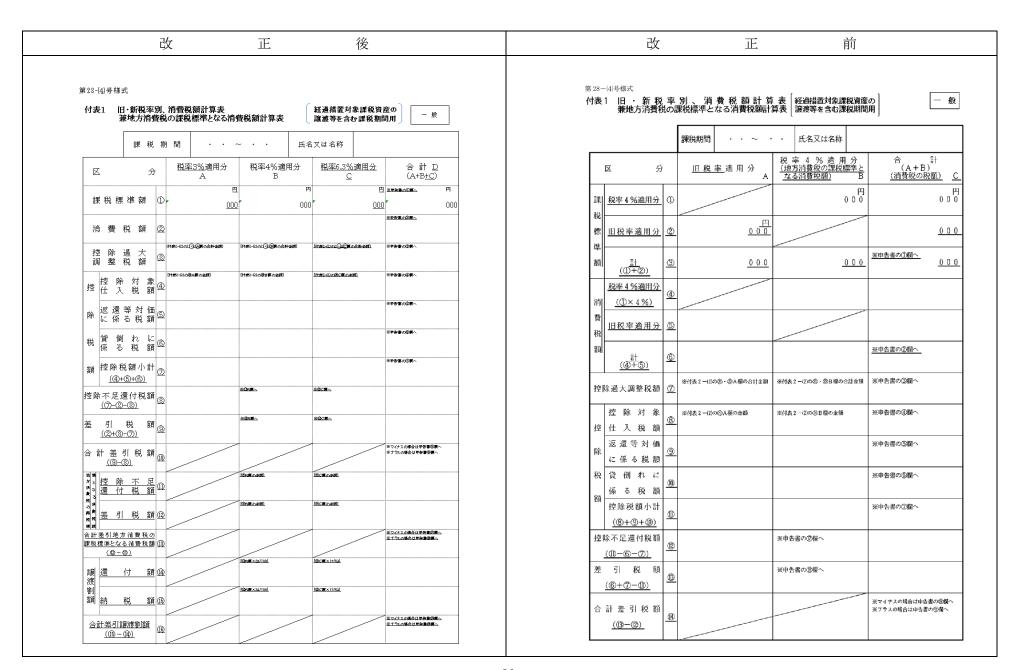
改		正		後				改	正	前
;- (a) 字 <del>牌.</del> ≮							(新 設)			
任音	の中間申告書る	を提出するこ	との取りや	め届出書	<b>*</b>					
/ 収受印 /	.*>   103   0 0 1	_ 1,1,2,3,0,0	_ ,,,,, , ,	~>/&\ L						
WXXXIII	(フリガナ)									
成 年 月 日		(〒 -	)							
	納税地		( other trans.			,				
	(フリガナ)		(電話番	7		)				
	住所又は居所		)							
	(後人の場合) 本 磨 又 は 主たる事務所									
	出 <u>の 所 在 唯</u> (フリガナ)		(電話番	号 -		)				
	名称(屋号)									
	(フリガナ)									
	氏 名 者 (後人の場合)					印				
	<u>作表書氏者</u> (フリガナ)									
	(法人の場合)		•••••							
	代表者住所		(電話番号			)				
下記のとおり、消費税 法第42条第9項の規定に	より届出します。	現定の適用を受≀	けることを取り	やめたいの	)で、消費	税				
この届出の適用 中間申告対象	自平	成 年 月	日 至	平成	年 月	日				
のの中間申告	自平	成年月	日 至	平成	年 月	Ħ				
期間を含む課税										
任意の中間申告書を提 旨 の 届 出 書 の 提	出日	平成	年 月	目						
③ の 届 出 書 に よ と を 受 け る こ と と し が の 中 間 申 告 対 象	上最初 自 平	<sup>1</sup> 成 年 月	日 至	平成	年 月	目				
業を廃止した日		平成	再 月	目						
考事項		税3 署 押		番号	_	= P				
整理番号	19音	門番号								
整理番号	月 日 大:	力処理 年	月日	台帳整理	年	月 日				
1 343 440 5	月日硝	認印			1					
里 通信日付印 年	/ · H   P0									

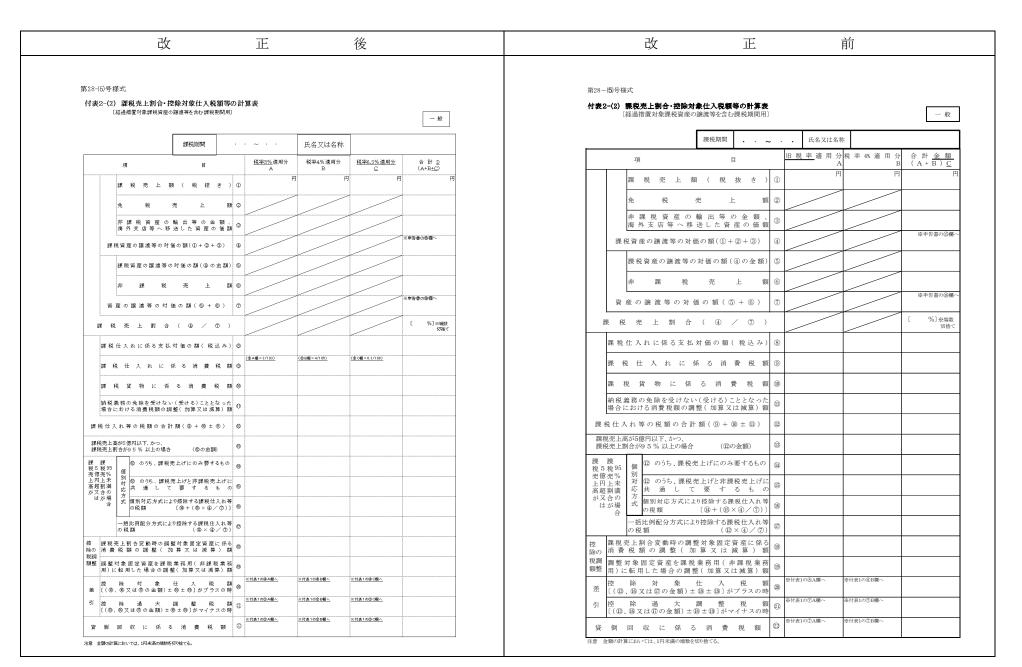






	改正前
第28-(3)号條式 付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書 (自平成 年 月 日至平成 年 月 日の課税期間分)	第28-(3)号様式 付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
(目 平成 平 月 日 至 十成 平 月 日 V ARRECHNIU77) 整理番号	(自平成 年 月 日至平成 年 月 日の課税期間分) 整理番号
1 死亡した事業者の納税地・氏名等	1 死亡した事業者の納税地・氏名等
時 長 地     氏 名       大 名     死亡 年月日       死亡 年月日     平成 年 月 日	約     長       稅     老       地     死亡       年月日     平成年月
2 相続人等の代表者の指定(代表者を指定するとさい記入してください。) 相続人等の 代表者の氏名	2 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。) 相続人等の 代表者の氏名
3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を〇で囲んでください。) 限定承認	3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認
4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額	4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額
納める消費税及び       ①       世       運付される消費税及び       ④       円         地方消費税の合計額       ④       単方消費税の合計額       ④	納 め る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 合 計 額 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
① のうち消費税 ② ④ のうち消費税 ⑤	① のうち消費税 ② ④ のうち消費税 ⑤
① のうち 地 方 消 費 税 ③ ④ のうち 地 方 消 費 税 ⑥	① のうち地 方消 費税 ③ ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ② ③ ② ③ ② ③ ③ ③ ② ◎ ② ◎
5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)	5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額
相住所又は居所	(相続を放棄した人は記入の必要はありません。) 相 住 所 又 は 居 所
統 <u>フリガナ</u>	統
人 氏名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人 <u>フリガナ</u> 氏 名 ® ®
で	等 職 業 及 び 統 柄 職 裁 概 裁 概 数 概 数 概 数 柄 東 続 柄 東 横
関 生 年 月 日 明・大・昭・平 明・大・昭・平 明・大・昭・平	関     生年月日     明·大·昭·平     明·大·昭·平     明·大·昭·平     明·大·昭·平       年月日     年月日     年月日     年月日
す     年月日年月日年月日       電話番号     ( )       ( )     ( )	す 電 話 番 号 ( ) ( ) ( )
本 相 統 分 ⑦     法定・指定     法定・指定     法定・指定	る     法定・指定     法定・指定     法定・指定       事     相     統     分     ⑦
項相統財産の価額⑧	項 相統 財産の価額 ⑧
納各納 消費 規 回	新 各 新 ( 消 費 税 ( ) ( ② × ⑦ ) ) ( )
	( ) 税 ( ② × ⑦ ) ( 回 )
ff (3E) ( (9 + (9) ) (0)	(注) (③ + ⑩ ) ⑪ (注) (③ + ⑪ ) ⑪
税 各連 消 費 税 ( ⑤の分削額) (型 ( ⑥の分削額) (型 ( ⑥の分削額) (型 ( ⑥の分削額) (図 ( 図 ( 図 ( 図 ( 図 ( 図 ( 図 ( 図 ( 図 ( 図	付   (⑤の分割額)   当
の  [[ (⑥の分割額]   [[ ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	計の額計の額計の
計 の取 第 (注) (② + ③ ) ③ 銀行 名等	算 (注) [ ① + ② ) U
2	株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式
れ 擬込みを希望する     本門・丁門     本門・丁門       5 場合     預金の種類     預金     預金     預金	れ 擬込みを希望する る 場合 預金 預金 預金 預金
税 金 口座番号	税 金 口座番号
の  ゅうちょ銀行の口 取    を超込みを希望   記号 番号	の ゆうちょ銀行の口 受 座に版込みを希望 取   七本協合
場 郵便局等の窓口 所 受取りを希望する 郵便局名等	楊 郵便局等の窓口 所 受取りを希望する 郵便局名等
※ 税務署 処理欄	場合





Ī	改	正	後				改	E	i j	ń
528-(6)号様式 <b>付表4 旧・新税率別</b> 兼地方消費	、消費税額計算表 <sup>₹</sup> 税の課税標準とな	る消費税額計算表	経過措置対象 譲渡等を含む!			-(6)号様式 4 旧 · 新 税 兼地方消費税	率 別、 の課税権	、 消 費 税 額 計 算 票準となる消費税額計算	表 経過措置対象課税資産 算表 譲渡等を含む課税期間	節 易用
	課税期間	~	氏名又は 名称			区分		開間 ・・~・	・ 氏名又は名称 税 率 4 % 適 用 分 (地方消費税の課税標準と	合 計 (A+B)
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 <u>C</u>	合 計 D (A+B+C) ※申告書の①欄へ 円	:果		①	A	<u>なる消費税額</u> ) B	(消費税の税額) C 円 000
	000 8付表5-020①A欄へ	000 ※付表5-の1の①R標へ	000 ※付表5-21のTC欄へ	000 (付表5-(2)の(Tn欄及15中央事の②欄へ	税標		2	<u>000</u>		000
貸倒回収に   3	※付表5-(2)の②A欄へ	※付表5-(2)の②B欄へ	※付表5-(2)の②C欄へ ※	(付表5-位)の②担欄及び中告書の③欄へ	準額	<u>==+</u> (①+②)	3	000	000	※申告書の①糊へ <u>000</u>
係る消費税額 型控除対象 生性 人 税額 (4)	付表5-(2)の(5)A欄 Zは30A欄の金額)	(付表5-位)の③B欄 又は30B欄の全額)	(付表5-2)のSC種 又は30C種の全額) ※	付表5-(2)の⑤ <u>D</u> 欄又は30 <u>D</u> 欄の金額) 6申告書の①欄へ		税率 4 %適用分 (①× 4 %)	4			
返還等対価に係る税額 ⑤	≶付表5-(2)の③Δ欄へ	※付表5-(2)の③B欄へ		(付表5-(2)の③D欄及び中告書の⑤欄へ	費		<u>\$</u>			
税貸倒れに億分級額				(中告書の⑥欄へ (中告書の⑦欄へ	額	<u>[it</u> ( <u>4</u> )+(5))	6		※付表 5 -(2)の①欄へ	※付表 5 −(2)の①欄及び申告書の②欄へ
額 控除税額 小計 (4)+(5)+(6) ⑦ 控除不足還付税額 ®		<b>₩</b> ∏R# <u>~</u>	※印C欄へ		貸消	倒回収に係る 費 税 額	<u>⑦</u>		※付表 5 ー(2)の②欄へ	※付表 5 ー(2)の②欄及び申告書の③欄へ
差 引 税 額		<u>※仓日曜へ</u>	※仓C堰へ		控	控 除 対 象 仕 入 税 額	8		※付表 5(2)の⑤又は⑤欄の金額	※付表5一(2)の⑤又は③関の金額 ※甲告書の④機へ
(②+③-⑦) ② 合計差引税額 (⑨-⑧)			N N	₹マイナスの場合は中告書の⑤欄へ ボブラスの場合は中告書の⑤欄へ	除	返還等対価に係る税額	9		※付表 5(2)の③欄へ	※付表 5 ー(2)の③欄及び申告書の⑤欄へ
整整整		((8日欄の全額)	(③)[欄の全額)		税額	係る税額	0			※申告書の⑤欄へ
左 <u>差 引 税 額</u> ⑫		(①B欄の全額)	(のC欄の会領)	イマイナスの場合は中告書の企業へ	桦	( <u>8</u> + <u>9</u> + <u>0</u> ) 除不足還付税額	0		※申告書の⑰欄へ	※申告書の⑦觸へ
競 <sup>費</sup> 合計差引税額 (② - ①) の調		(卯B欄×25/100)	(①C欄×17/63)	8/79Xの場合は中告書の保護へ		<u>((1)-(6)-(7))</u>	<u>(2)</u>	/_	※申告書の⑧欄へ	
議     還付税額       渡割額     納税額		(②科欄×25/100).	(修/模×17/63)			<u>(((()</u> +(()))	<u>(B)</u>			※マイナスの場合は申告書の⑧橋へ
合計差引譲渡割額 ( (3 - (4 )				6つイナスの場合け中央事の段標へ 6プラスの場合け中央事の保護へ		計差引税額	4	/		※ブラスの場合は申告書の⑤欄へ

改正後	改正前
第28-(7)号様式 付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 課税期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第28-(7)号様式 付表 5-(2) 控除対象仕入税額の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 簡易
J. 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	課税期間 ・・~・・ 氏名又は名称
項 目 $\frac{\underline{\it H} = 3\%$ 適用分 $\underline{\it H} = 4\%$ 適用分 $\underline{\it H} = 63\%$ 適用分 $\underline{\it C}$ $\underline{\it C}$ $\underline{\it A} = B$ $\underline{\it C}$	105 E3 S00 E/A MAI HH C.1
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	貸倒回収に係る消費税額② (付表4ののC) (付表4ののB)
売上対価の返還等 に係る消費税額	売上対価の返還等に係る消費税額 ③ (付表4の@C) (付表4の@B)
接触対象化入税額の計算 の基礎となる消費税額 ((① + ② ) (3) )	控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 ④
1 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額	<u> </u>
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	本業区分別の課税売上高(税抜き)   左の課税売上高に係る消費税額
① × み な し 仕 入 卓 (90% 80% 70% 66% 50%) ⑤ 金柱表4が②A機へ 日 豪柱表4が②B機へ 日 豪柱表4が②C機へ 日 泰柱表4が②C機へ 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日	「 <u>課税期間計」                                    </u>
Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細	類の合計額の <u>田語</u>     1 <u>調査</u>     2   1   1   1   1   1   1   1   1
11	
事業 区分別の合計額 ⑥	(小売業)   (小
第 一 種 事 業 ① ② ② ② ③ ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③	□ 第四種事業 ◎ ※ ″
第二種事業(	上 (その他) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
第 三 極 事 業 ® ( 製 遊 業 等 )	第 出 額
第四種事業の(その他)	業原則計算を適用する場合
第五種事業(サービス業等)	② ※ みなし仕入率 を ((@ × 90% + @ × 70% + ® × 60% + ⑦ × 50%) / ②)
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細	当
	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
事業区分別の合計額申	第 類 (⑦+⑩) /⑤≥75% ②× [®×90%+ (⑫-③) ×60%] /⑫ ② まちち
<u>第 一 種 事 要</u> 申 <u>( 知 完 業 )</u>	***
<u>第一種事業</u> <u>(小衆兼</u> )	場 用 (⑧+⑩) /⑥≥75% ④× [⑭×80%+ (⑫-⑭) ×60%] /⑫ ⑤
第三種事業。	7 75 (⊗+⊕) /6≥75% (∞ (⊕-⊕) ×50%) /⊕ (∞ (⊕-∞) ×50%) /⊕ (∞ (⊕-⊕) ×5
第四 種 本 業 金 金 一 で の 他 」	4 L (⑨+Φ) /⑤≥75% ④× [⑤×70%+ (⑫-⑤) ×50%] /⑫ ⊗
第 正 種 事 章 (サービス業等)	[世際科像任人政節]   一個大型   一個大
注意 1 金額の計算においては、旧共議の階数を切り捨てる。 2 選税を上げにつき返品を受けては値引き・発尿しをした金額(完上対値の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で移列	

	正		後	
) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 <u>B</u>	税率6.3%適用分 C	会計 D (A+B+C)
×みなし仕入平 (②×80至+③×20至+③×70至+⑤×60至+⑤×50至 ⑤	H	円	P	円
コ 特例計算を適用する場合 (イ) 1種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	程率4%適用分 B	税率8.3%適用分 <u>C</u>	<u>≙</u> 射 D (A+B+C)
(のD/のD・のD/のD・のD/のD・のD/のD・のD/のD) ≥75% ④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・80%・50%)	四	四	8	8
(口) 2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	程率4%適用分 B	職率8.3%適用分 ⊆	会計D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (①①+①①)/①②≥75% ②× ○○× ○○× ○○× ○○× ○○× ○○× ○○× ○○× ○○×	. 田	田		E
第一種及び第三種事業 (①1+②1) /②1≥75% ②× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○× ○×	)			
第一種及び第四種事業 (①11・1011) / ①12 ≥ 75% ② × ③× 80% + (② - ⑤) × 80% ⑤				
第一種及び第五種事業 (⑦2+①2)/②2-75% ③× ③×80%+(③-⑤)×50%	)			
第二種及び第三種事業 (⑤1+⑤1)/⑥1≥75% ⑥× ⑥×80%+(⑤-⑥)×70% ⑥	)			
第二種及び第四種事業 (①11・②1) /②12-75% ③× <u>③×80%+(③-④)×80%</u> ④	)			
第二種及び第五種事業 (②10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	)			
第三種及び第四種事業 (③1+⑤1) /⑤1≥75% ④× <u>⑤×70%+ (⑤−⑤)×80%</u> €	)			
第三種及び第五種事業 (⑤101・1011) /⑥112 75% ⑥ × ◎×70%+ (⑥-⑥)×50% ⑥	)			
第四種及び第五種事業 (①2+①2)/①2-75% ②× ※80%+ (②-③)×50% ②	)			
' 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入				
項目	税率3%適用分 A	程率4%適用分 B	程率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
	※付表4ののA 欄へ 円	※付表4の@B欄へ 円 ※	付表4の@C樓へ 円	並付表4の@D欄へ 円
選択可能な計算 <u>式区分(⑩~</u> ᡚ) の内から選択した金額				